明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務一一一）　一
○ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（経済産業八六）　七

〔告　示〕
○航空機局が送り及び受けることができなければならない電波を定める等の件の一部を改正する件（総務四〇三）　八
○航空移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める等の件の一部を改正する件（同四〇四）　九
○航空機用救命無線機の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同四〇五）　二
○航空機に施設する無線設備の機器の型式検定合格の条件等を定める件の一部を改正する件（同四〇六）　三
○船舶又は航空機に設置する無線航行のためのレーダー等の送信設備に指定する周波数及びその指定周波数帯を定める件の一部を改正する件（同四〇七）　三
○無線設備規則別表第二号第４の規定に基づき、総務大臣が定める無線設備を定める件の一部を改正する件（同四〇八）　一三
○登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件（同四〇九）　一四
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（同四一〇）　一九
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同四一一）　三
○運輸審議会件名表に登載された件（国土交通一三四七）　三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　五〇
会社その他
会社決算公告　八一　八五

省令

○総務省令第百十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十条第二項、第十八条第二項、第二十八条、第三十八条、第五十二条第一号及び第七十三条第四項の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月十七日

総務大臣　村上誠一郎

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第六節　目的外通信等	**第六節**　［同上］
（遭難通信等）	（遭難通信等）
第三十六条の二　法第五十二条第一号の総務省令で定める方法は、次の各号に定めるものとする。	**第三十六条の二**　［同上］
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　A三X電波一二一・五MHz及び二四三MHz又は四〇六MHzを超え四〇六・一MHz以下の周波数の電波を使用して、次に掲げるものを送信するもの	五　A三X電波一二一・五MHz及び二四三MHz又はG一B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz若しくは四〇六・〇四MHzを使用して、次に掲げるものを送信するもの
［(1)　略］	［(1)　同上］
(2)　四〇六MHzを超え四〇六・一MHz以下の周波数の電波は、別図第五号に定める構成による信号	(2)　G一B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz及び四〇六・〇四MHzは、別図第五号に定める構成による信号
六　四〇六MHzを超え四〇六・一MHz以下の周波数の電波、A三X電波一二一・五MHz並びにF一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHzを使用して、次に掲げるものを送信するもの	六　G一B電波若しくはG一D電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz若しくは四〇六・〇四MHz又はG一D電波四〇六・〇五MHz、A三X電波一二一・五MHz並びにF一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHzを使用して、次に掲げるものを送信するもの
(1)　四〇六MHzを超え四〇六・一MHz以下の周波数の電波は、別図第五号に定める構成による信号	(1)　G一B電波若しくはG一D電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz若しくは四〇六・〇四MHz又はG一D電波四〇六・〇五MHzは、別図第五号に定める構成による信号
［(2)・(3)　略］	［(2)・(3)　同上］
［七・八　略］	［七・八　同上］
［2・3　略］	［2・3　同上］
別図第五号（第36条の2第1項第5号及び第6号関係）	**別図第五号**（第36条の2第1項第5号及び第6号関係）
1　406MHzを超え406.1MHz以下の周波数の電波を使用するもの（406.05MHzの周波数の電波を使用するものを除く。）	1　G1B電波又はG1D電波を使用するもの（G1D電波四〇六・〇五MHzを使用するものを除く。）
［図略］	［図同左］
2　406.05MHzの周波数の電波を使用するもの	2　G1D電波四〇六・〇五MHzを使用するもの
［図略］	［図同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（無線設備規則の一部改正）

第二条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第三章　略］	［第一章～第三章　同上］
第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件	第四章　［同上］
［第一節～第三節　略］	［第一節～第三節　同上］
第三節の二　航空移動業務及び航空交通管制の用に供する無線測位業務の無線局、航空機に搭載して使用する携帯局並びに航空移動衛星業務の無線局の無線設備（第四十五条の四―第四十五条の二十二）	第三節の二　航空移動業務及び航空交通管制の用に供する無線測位業務の無線局、航空機に搭載して使用する携帯局並びに航空移動衛星業務の無線局の無線設備（第四十五条の四―第四十五条の二十一）
［第四節～第九節　略］	［第四節～第九節　同上］
［第五章　略］	［第五章　同上］
附則	附則
（電源設備）	（電源設備）
第四十五条の八　直流電源を使用する航空機局の電源設備は、その航空機の航行の安全のために最小限必要な無線設備を三十分間以上連続して動作させることのできる性能を有する蓄電池を備え付けているものでなければならない。	**第四十五条の八**　［同上］
2　前項の規定により備え付けられる蓄電池は、その航空機の航行中充電することができるものでなければならない。ただし、電気を動力源とする航空機にあつては、この限りではない。	2　前項の規定により備え付けられる蓄電池は、その航空機の航行中充電することができるものでなければならない。
［3　略］	［3　同上］
（航空機用救命無線機）	（航空機用救命無線機）
第四十五条の十二の二　航空機用救命無線機は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。ただし、国際民間航空条約第十附属書第三巻において別段の定めがあるときは、その規定による。	**第四十五条の十二の二**　航空機用救命無線機は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。
［一　略］	［一　同上］
二　送信設備の条件	二　送信設備の条件
イ　一二一・五MHz又は二四三MHzの周波数の電波を使用する送信設備は、次に掲げる条件に適合すること。	イ　一二一・五MHz又は二四三MHzの周波数の電波を使用する送信装置は、次に掲げる条件に適合すること。
［(1)～(4)　略］	［(1)～(4)　同上］
ロ　四〇六MHzから四〇六・一MHzまでの周波数の電波を使用する送信設備は、次に掲げる条件に適合すること。	ロ　四〇六MHzから四〇六・一MHzまでの周波数の電波を使用する送信装置は、次に掲げる条件に適合すること。
(1)　使用する電波の型式は、G一B、G一D又はGXWであること。	(1)　使用する電波の型式は、G一Bであること。

(2)　人工衛星向け装置の送信装置及び空中線は、次の条件に適合すること。

(イ)　送信装置の条件

(i)　G一B電波又はG一D電波

区別	条件
送信周波数安定度	一〇〇ミリ秒間に、十億分の二を超えて変動しないこと。
送信立ち上がり時間	送信開始後送信出力が空中線電力の一〇パーセントから九〇パーセントまで上昇するのに要する時間が五ミリ秒以下であること。
送信繰り返し周期	墜落等の衝撃により自動的に無線機が作動するもの及び救助のため海面で使用するものにあつては五〇秒（許容偏差は、五パーセントとする。）、その他のものにあつては二八・五秒（許容偏差は、一・五秒とする。）

(ii)　GXW電波

区別	条件
送信周波数安定度	一六六・七ミリ秒間に、十億分の七・四を超えて変動しないこと。
送信立ち上がり時間	送信開始後送信出力が空中線電力の一〇パーセントから九〇パーセントまで上昇するのに要する時間が〇・五ミリ秒以下であること。
送信繰り返し周期	墜落等の衝撃により自動的に無線機が作動するもの及び救助のため海面で使用するものにあつては一二〇秒（許容偏差は、五秒とする。）、その他のものにあつては二八・五秒（許容偏差は、一・五秒とする。）

(ロ)　空中線の条件

空中線の指向特性は水平面において無指向性であることとし、偏波は右旋円偏波又は直線偏波であること。

［2　略］

(3)　略

（九〇GHz帯の周波数の電波を使用する無線測位業務の無線局の無線設備）

第四十五条の十三　九二GHzを超え一〇〇GHz以下の周波数の電波を使用する無線測位業務の無線局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　変調方式は、周波数変調であつて、連続波方式により送信するものであること。

二　空中線電力は、一〇〇ミリワット以下であること。

三　送信空中線の絶対利得は、四四デシベル以下であること。

四　送信空中線の水平面及び垂直面の主輻射の角度の幅は、五度以下であること。

五　送信空中線の主輻射の方向は、水平面より主輻射の角度の幅以上下方であること。

(2)　第四十五条の二第一項第二号イ及び同項第三号イに規定する条件に適合すること。

［(3)　同上］

［2　同上］

第四十五条の十三　削除

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

［表略］

［注１～26　略］

27　航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず次のとおりとする。

［(1)　略］

(2)　406MHzから406.1MHzまでの周波数の電波を使用するもの　５kHz

［28～57　略］

別表第二号（第６条関係）

第１　占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
［略］	［略］	［略］
Ｇ１Ｄ	20kHz	406MHzから406.1MHzまでの周波数の電波を使用する第45条の３の５に規定する無線設備（406.05MHzの周波数の電波を使用する第45条の３の５に規定する無線設備を除く。）及び航空機用救命無線機（406.05MHzの周波数の電波を使用する航空機用救命無線機を除く。）
	［略］	［略］
Ｇ７Ｗ	27MHz	狭帯域衛星基幹放送局及び高度狭帯域衛星基幹放送局の無線設備
	34.5MHz	11.7GHzを超え12.2GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局及び12.2GHzを超え12.75GHz以下の周波数の電波を使用する広帯域衛星基幹放送局又は高度広帯域衛星基幹放送局の無線設備

別表第一号（第５条関係）

［同左］

［表同左］

［注１～26　同左］

27　［同左］

［(1)　同左］

(2)　Ｇ１Ｂ電波406MHzから406.1MHzまでのもの　５kHz

［28～57　同左］

別表第二号（第６条関係）

第１　占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
［同左］	［同左］	［同左］
Ｇ１Ｄ	20kHz	406MHzから406.1MHzまでの周波数の電波を使用する第45条の３の５に規定する無線設備（406.05MHzの周波数の電波を使用する第45条の３の５に規定する無線設備を除く。）
	［同左］	［同左］
Ｇ７Ｗ	27MHz	狭帯域衛星基幹放送局及び高度狭帯域衛星基幹放送局の無線設備
	34.5MHz	11.7GHzを超え12.2GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局及び12.2GHzを超え12.75GHz以下の周波数の電波を使用する広帯域衛星基幹放送局又は高度広帯域衛星基幹放送局の無線設備

［略］	［略］	［略］	［略］
［第２～第79　略］			
別表第三号（第７条関係）			
［１～69　略］			
70　第45条の13に規定する無線設備の不要発射の強度の許容値は、２(1)に規定する値にかかわらず、基本周波数の平均電力より70dB低い値とする。			
71　総務大臣は、特に必要があると認めるときは、１から70までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。			
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。			

［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
［第２～第79　同左］			
別表第三号（第７条関係）			
［１～69　同左］			
［新設］			
70　総務大臣は、特に必要があると認めるときは、１から69までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。			

（登録検査等事業者等規則の一部改正）

第三条　登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			
別表第七号　登録検査等事業者等が行う点検の実施項目（第十九条第一項関係）			
［第一・第二　略］			
第三　無線設備			
［一・一の二　略］			
二　電気的特性の点検			
無線局の種別及び無線設備名	点検の項目	備考	
［略］	［略］	［略］	
航空機局	［一～六　略］	・　電池の有効期限の確認を含む。 ・　四及び五については、G一B電波又はG一D電波四〇六MHzから四〇六・一MHzまでを使用するものに限る。 ・　六については、四〇六MHzから四〇六・一MHzまでの周波数の電波を使用するものに限る。	
航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機			
［略］	［略］		
［略］	［略］	［略］	
［注　略］			
［三　略］			
備考　表中の［　］の記載は注記である。			

改正前			
別表第七号　［同上］			
［第一・第二　同上］			
第三　［同上］			
［一・一の二　同上］			
二　［同上］			
無線局の種別及び無線設備名	点検の項目	備考	
［同上］	［同上］	［同上］	
航空機局	［一～六　同上］	・　電池の有効期限の確認を含む。 ・　四、五及び六については、四〇六MHzから四〇六・一MHzまでの周波数の電波を使用するものに限る。	
［同上］	［同上］		
［同上］	［同上］	［同上］	
［注　同上］			
［三　同上］			

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第八十六号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百五十九条の規定に基づき、ガス事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月十七日

経済産業大臣　武藤　容治

ガス事業法施行規則の一部を改正する省令

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第百九十七条　法第百五十九条第一項の規定による周知は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。 一　［略］ 二　ガス小売事業者（法第百五十九条第一項に規定するガス小売事業者をいう。以下この条から第二百条までにおいて同じ。）は、当該ガス小売事業者が供給するガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、次に定めるところにより前号に掲げる事項を周知させなければならない。ただし、経済産業大臣（周知に係る消費機器の設置の場所が一の産業保安監督部の所管区域内のみにある場合は、当該消費機器を設置する場所を所管する産業保安監督部長。）の承認を受けた場合は、この限りではない。 イ　［略］ ロ　その供給するガスの使用者であつて次の表の上欄に掲げる消費機器を使用するものに対し、同表の中欄に掲げる頻度で、消費機器の種類ごとに同表の下欄の事項を記載した書面を配布する。	**第百九十七条**　法第百五十九条第一項の規定による周知は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。 一　［略］ 二　ガス小売事業者（法第百五十九条第一項に規定するガス小売事業者をいう。以下この条から第二百条までにおいて同じ。）は、当該ガス小売事業者が供給するガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、次に定めるところにより前号に掲げる事項を周知させなければならない。ただし、経済産業大臣（周知に係る消費機器の設置の場所が一の産業保安監督部の所管区域内のみにある場合は、当該消費機器を設置する場所を所管する産業保安監督部長。）の承認を受けた場合は、この限りではない。 イ　［略］ ロ　その供給するガスの使用者であつて次の表の上欄に掲げる消費機器を使用するものに対し、同表の中欄に掲げる頻度で、消費機器の種類ごとに同表の下欄の事項を記載した書面を配布する。

消費機器の種類	周知の頻度	書面に記載すべき事項
(1)　屋内に設置されたガス瞬間湯沸器であつてガスの消費量が十二キロワット以下のもの（不完全燃焼する状態に至つた場合において当該ガス瞬間湯沸器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものに限る（ただし、連続して三回を上限としてガスの供給を自動的に遮断し、燃焼を停止する機能が作動した後、再び点火する状態にならないようにする機能を有すると認められるものを除く。）。）	ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び一年に一回以上	前号ハ、ホ及びリの事項

消費機器の種類	周知の頻度	書面に記載すべき事項
(1)　屋内に設置されたガス瞬間湯沸器であつてガスの消費量が十二キロワット以下のもの（不完全燃焼する状態に至つた場合に当該ガス瞬間湯沸器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものに限る。）	ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び一年に一回以上	前号ハ、ホ及びリの事項

(2)　屋内に設置されたガス瞬間湯沸器であつてガスの消費量が十二キロワット以下のもの（ただし、不完全燃焼する状態に至つた場合において当該ガス瞬間湯沸器へのガスの供給を自動的に遮断し、燃焼を停止する機能を有すると認められるものを除く。）	ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び一年に一回以上	前号ハ及びリの事項
(3)～(6)　［略］	［略］	［略］
ハ　［略］		
五　［略］		
2・3　［略］		

(2)　(1)に掲げるものを除き、屋内に設置されたガス瞬間湯沸器であつてガスの消費量が十二キロワット以下のもの	ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び一年に一回以上	前号ハ及びリの事項
(3)～(6)　［略］	［略］	［略］
ハ　［略］		
五　［略］		
2・3　［略］		

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、公布の日の翌日から施行する。